

特 記 仕 様 書

(令和 8 年度)

工事名称 平井ポンプ場 No. 6 汚水ポンプ取替工事

工事場所 岡山市中区平井五丁目 1 番 49 号

岡山市 下水道河川局 下水道施設部 下水道施設管理課

目 次

第1章 総則	1
第2章 機器仕様	16
第1節 汚水ポンプ設備	16
§ 1 No.6 汚水ポンプ	16
第3章 撤去工	18
§ 1 撤去機器	18

第1章 総 則

第1条 適用範囲

本特記仕様書（以下「本仕様書」という。）は、「平井ポンプ場No.6汚水ポンプ取替工事」に使用する。

なお、本工事は、工事請負契約書、設計図書、本仕様書並びに岡山市下水道局「下水道用機械電気設備工事一般仕様書」（以下一般仕様書という。）に準拠し、機器の製作並びに据付けをし、定められた期間内に優秀な技術で施工するものとする。

なお、本仕様書等に記載がない事項については、別表の仕様書等及び監督員の指示によるものとする。

第2条 法令・条例等の適用

本工事に関係ある法令・条例等は良くこれを遵守し、必要な届出手続等は予め、監督員に関係書類を提出し、その承認を得た後、受注者がこれを代行する。これらに要する費用は、特別に設計書等指示指定したもの以外は全て受注者の負担とする。

第3条 設計図書の照査等

1 図面原図の貸与

受注者からの要求があり、監督員が必要と認めた場合、受注者に図面の原図若しくは電子データを貸与することができる。ただし、別表の仕様書など公開されているものについては、受注者が備えなければならない。

2 設計図書の照査

受注者は、施工前及び施工途中において、自らの負担により約款第18条第1項第1号から第5号に係る設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。なお、確認できる資料とは、現地地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等を含むものとする。また、受注者は、監督員から更に詳細な説明または書面の追加の要求があった場合は従わなければならない。

3 契約図書等の使用制限

受注者は、契約の目的のために必要とする以外は、契約図書、及びその他の図書を監督員の承諾なくして第三者に使用させ、または伝達してはならない。

第4条 施工計画書

1 一般事項

受注者は、工事着手前に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての総合施工計画書を監督員に提出しなければならない。

受注者は、施工計画書を遵守し工事の施工に当たらなければならない。この場合、受注者は、施工計画書に次の事項について記載しなければならない。また、監督員がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。

- (1) 工事概要
- (2) 計画工程表
- (3) 現場組織表
- (4) 指定機械
- (5) 主要船舶・機械
- (6) 主要資材
- (7) 施工方法（主要機械、仮設備計画、工事用地等を含む）
- (8) 施工管理計画
- (9) 安全管理
- (10) 緊急時の体制及び対応
- (11) 交通管理
- (12) 環境対策
- (13) 現場作業環境の整備
- (14) 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法
- (15) 段階確認に関する事項
- (16) イメージアップの実施内容
- (17) 安全・訓練の活動計画
- (18) 交通誘導警備員の配置計画
- (19) 法定休日・所定休日（週休2日の導入）
- (20) その他

※なお、「段階確認に関する事項」については、事前に監督員の確認を受けること。

2 変更施工計画書

受注者は、施工計画書の内容に変更が生じた場合には、その都度当該工事に着手する前に変更に関する事項について、変更施工計画書を監督員に提出しなければならない。

3 工種別施工計画書

監督員が指示した事項については、受注者は、さらに詳細な施工計画書を提出しなければならない。

4 施設機能への影響

受注者は、稼働中の施設で工事を行う場合、当該施設の運用に支障がなく、揚水及び処理機能等への影響が最小となるよう施工方法等を十分に検討し、施工計画書に明

記する。

なお、運用に支障をきたす場合は、詳細工程表及び施工計画を作成のうえ、2カ月以上前に監督員及び施設管理者の承諾を必ず得ること。

第5条 コリンズ（CORINS）への登録

受注者は、受注時または変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事实績情報サービス（コリンズ）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事实績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督員の確認を受けたいえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完成時は工事完成后、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録をしなければならない。

登録対象は、工事請負代金額500万円以上の全ての工事とし、受注・変更・完成・訂正時にそれぞれ登録するものとする。

なお、変更登録時は、工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、工事請負代金のみ変更の場合は、原則として登録を必要としない。

また、登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、速やかに監督員に提示しなければならない。

なお、変更時と工事完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できる。

第6条 提出書類

受注者は、提出書類を現場説明書の提出書類一覧表に基づいて作成し、監督員に提出しなければならない。

第7条 システム設計

受注者は、設計図書（本仕様書・図面等）に基づく確認・検討・打合せ・調整等（各種容量等に関する確認、既設設備の確認等を含む。）及び関連する他工事（土木・建築・機械・電気設備等）との取り扱い確認を経て、施設にあった最適な機器及び材料（以下「機材」という。）を選択し、システムとしての組合せを行い、最終的に据付けるまでに係る技術的な検討を行うこと。（フローシート、機器配置図、機器基礎図、付帯設備の詳細図、配管・配線図等の作成及び耐震計算のための主要機器の機械基礎又は鋼製機器架台、トラス構造等の鋼製架台類の強度計算を含む。）※なお、費用については、設計書に設計技術費（率分）として計上している。

機器の選定にあつては、受変電設備及び自家発電設備の容量を確認したうえで行うこと。

受注者において、承諾図書提出前に機器設置場所の耐荷重について、詳細設計時の

構造計算もしくは、既設機器重量を基に照査し、設置予定機器重量が問題ないことを確認すること。

第8条 承諾図書

1 承諾図書

承諾図書は、主要寸法、材質、数量等必要事項を記入した詳細図（外形図、構造断面図等）、据付図、電気結線図（各機器間の展開接続図等）、配管図、フローシート、基礎図、計算書、参考図及び説明書等、必要図面並びに機器の発注・製作仕様対比表を監督員に提出する。

2 承諾図書の提出時期

承諾図書の精査等には時間を要するため、余裕をもって提出すること。

3 承諾図書の訂正

承諾図書に訂正があれば、その部分を明示した訂正承諾図書を再提出する。

4 承諾図書の承諾

承諾図書の承諾とは、発注者もしくは監督員と受注者が書面により、着工後の大きな手戻りによる双方の損害を回避するための照査の目的で行う確認行為である。

5 不都合箇所の処置

受注者が据え付けた工事目的物に推定困難な不都合箇所（性能・各種機能・構造等）が生じた場合は、その原因を明確にし、工事目的物の全部又は一部を受注者の責において変更又は改修するものとする。

6 公害の防止等

承諾図書作成にあたり、工事目的物が公害の発生源とならないための公害防止、海岸等の塩害及び地震対策を十分考慮しなければならない。

7 その他

承諾図書の承諾は、受注者の責任による設計に基づく工事着工をあくまで発注者の観点から承諾するものであり、承諾によって受注者の責務（契約不適合責任期間等）が免責または軽減されるものではない。

第9条 機材等の品質

本工事に使用する機材は、仮設に使用する機材及び特記したものを除き、設計図書に定める品質及び性能を有する新品とする。ただし、監督員の承諾を受けた場合は、この限りではない。

なお、「新品」とは、品質及び性能が製造所から出荷された状態である物を指し、製造者による使用期限等の定めがある場合を除き、製造後一定期間内であることを条件とするものではない。

受注者は、使用する機材が、設計図書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料（鋼材ミルシートなど）を監督員に提出する。ただし、JIS 又は JAS のマークのあるものを使用する場合及びあらかじめ監督員の承諾を得た場合は、この限りではない。

本工事に使用する機材はすべて部分払の対象とする。

第10条 機材の確認

本工事に使用する機材のうち特に指示するものは、製作工場等において監督員立会のうえ検査及び試験を行い、その試験成績表を提出すること。

工事現場に搬入する機材は、「材料確認願」を提出し、監督員の確認を受けなければならない。この際工場検査等の試験成績表、製作者の検査試験成績表、合格証、各種証明書などにより、仕様、その他の確認に合格したものでなければ搬入してはならない。

第11条 施工管理

1 一般事項

受注者は、工事の施工にあたっては、施工計画書に示される作業手順に従い施工し、品質及び出来形が設計図書に適合するよう、十分な施工管理をしなければならない。

2 施工管理体制の確立

受注者は、契約図書に適合するよう工事を施工するために、自らの責任において、施工管理体制を確立しなければならない。

3 記録及び関係書類

受注者は、自らの責任と費用において、施工管理・品質管理を行い、その記録及び関係書類を遅滞なく作成、保管し、監督員等の請求があった場合は、直ちに提示するとともに、工事完成前に提出しなければならない。

4 関連業者との協力等

受注者は、工事施工にあたって関連業者との連絡を密にして工事の進捗を図ると共に、工事限界責任区分については、相互に協力し全体として支障のない設備とすること。

5 工程会議

受注者は、本工事の円滑な進捗を図るために必要と認められるとき、または、監督員の指示する時は工程会議を開催し、必ず出席すること。

なお、本会議のほか全て打合せ会議の際は、その都度議事録等を作成し、監督員に2部提出して承認を得ること。

第12条 機器及び装置の固定方法

機器及び装置の支持及び固定は、構造物及び基礎に堅固に固定し、移動、転倒及び損傷が生じないように、耐震対策を考慮した設計及び施工とすること。

機器及び装置の基礎ボルト等について、機器承諾時に耐震計算書を提出し承諾を得ること。また、あと施工アンカー（接着系）施工後は、監督員立会いのもと非破壊検査（引張試験）を必ず行うこと。

※耐震計算書については「一般財団法人日本建築センター 建築設備耐震設計・施工指針（最新版）」により計算、確認を行うこと。なお、地域係数の値は「1.0」、設計用標準水平震度は「Sクラス」とすること。

※鋼製架台等の強度計算時には、架台上に設置予定の機器及び装置の重量を反映したものとする。

※設計時の耐震計算資料を確認すること。

第13条 各種確認・試験、調整運転等

1 一般事項

現場据付け作業、配管作業が完了後に各種確認・試験を実施するものとする。これらの確認・試験は、受注者が定めた社内検査担当者又は試験員が監督員立会いのうえ行う。

(1) 機器の据付け、配管工事が完了後、受注者は、専門技術者の指導のもとに機器類の調整、注油、配管部の洗浄及びその他の運転に必要な諸準備を行い、試運転ができるように設備の調整を行う。

2 試運転及び各種試験検査

試運転及び各種試験検査は、次のとおりとし、事前に各種試験検査計画書を提出し細部については監督員と協議のうえ行う。

(1) 機器類は原則として連続運転を行い、温度上昇、騒音、振動、耐圧、漏洩、工場試験運転時の性能及び各種検査の再確認、作動検査、各種保護装置の動作試験等その他必要とする試験検査を行う。

(2) 水槽類に接続する配管接続部は、原則として漏水又は漏気検査を行う。

(3) 耐圧（気密）試験等

1) 耐圧（気密）試験は、監督員の指示による。ただし、官公庁検査があるタンク配管系統については、原則として検査証で代替する。

2) 試験圧力は、監督員の指示による。ただし、経済産業省、厚生労働省、JIS（日本産業規格）等に規定のあるものはその基準で行う。

(4) ゲージ類の必要な箇所には、管理値のマーキングを行う。

(5) 水中攪拌機、水中ポンプ等は、機器据付完了後に水槽上に仮置きする等の吊上げを行い、架け替えフック等の長さ、吊環の間隔、固定ピンの脱落防止措置、ケーブル・チェーンの仕舞等を確認する。

3 性能確認運転

性能確認運転は、総合試運転を含まない工事での機能・性能確認等試験であり、その実施内容は次による。

- (1) 設備及び機器の連携運転による機能・維持管理性の確認及び調整
- (2) 市職員・運転管理業務の受託者・地元操作員に対する運転操作、保守点検方法の基礎的指導

第14条 完成図書等

完成図書等の作成は、現場説明書「30. 竣工図等の提出」による。また、提出書類（電子データを含む。）は工事完成期日までに作成し提出すること。

第15条 跡片付け

受注者は、工事の全部又は一部の完成に際して、その責任と費用負担において、一切の受注者の機器、余剰資材、残骸及び各種の仮設物を片付け、撤去し、現場及び工事にかかる部分を清掃し、整然とした状態にするものとする。ただし、設計図書において存置するとしたものを除く。

また、工事検査に必要な足場、はしご等は、監督員の指示に従って存置し、検査終了後撤去するものとする。なお、このための費用は受注者の負担とする。

第16条 工事中の安全確保

1 安全指針等の遵守

受注者は、「土木工事安全施工技術指針（国土交通省）」及び「建設機械施工安全技術指針（国土交通省）」を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。

2 周辺への支障防止

受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上・地下の既設構造物に対して支障を及ぼさないよう、必要な措置を施さなければならない。

3 防災体制

受注者は、豪雨、出水、その他天災に対しては、天気予報などに注意を払い、常に災害を最小限に食い止めるため防災体制を確立しておかなくてはならない。

4 第三者の立入り防止措置

受注者は、工事現場に工事関係者以外の者の立入りを禁止する場合は、板囲い、ロープ等により囲うとともに、立入り禁止の標示をしなければならない。

5 安全巡視

受注者は、工事期間中、安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連

絡を行い、安全の確保に努めなければならない。

6 安全優先

受注者は、工事中における安全の確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかなければならない。

7 地下埋設物等の調査

受注者は、工事施工箇所に地下埋設物等の存在が予想される場合には、当該物件の位置、深さ等を調査し監督員に報告しなければならない。

8 管理者不明の地下埋設物等の処置

受注者は、施工中、管理者不明の地下埋設物等を発見した場合は、監督員に報告し、その処置については占有者全体の現地確認を求め、管理者を明確にしなければならない。

9 地下埋設物件等損害時の措置

受注者は、地下埋設物件等に損害を与えた場合は、直ちに関係機関に通報及び監督員に連絡し、応急措置をとり補修しなければならない。

10 施設の保全

既設構造物及び設備を汚染、又はこれ等に損傷、機能への影響を与えるおそれがある時は、適切な養生を行うものとし、これ等に損傷を与えた時は、すみやかに監督員に報告し受注者の責任で復旧する。

11 緊急時の対応

受注者は、「第4条 施工計画書」に記載した緊急時の体制に則り適切に対応すること。

第17条 官公庁・関係機関への手続等

1 一般事項

受注者は、工事期間中、関係官公庁及びその他の関係機関との連絡を保たなければならない。

2 関係機関への提出

受注者は、工事施工に当たり受注者の行うべき関係官公庁及びその他の関係機関への届出等を、受注者の責任と費用負担において、法令、条例又は設計図書の定めにより実施しなければならない。ただし、これによることが困難な場合は監督員の指示を

受けなければならない。

3 諸手続きの事前報告

受注者は、前項に規定する届出等の実施に当たっては、その内容を記載した文書により事前に監督員に報告しなければならない。

4 コミュニケーション

受注者は、工事の施工に当たり、地域住民との間に紛争が生じないように努めなければならない。

5 苦情対応

受注者は、地元関係者等から工事の施工に関して苦情があった場合は、誠意をもってその解決に当たらなければならない。

6 交渉時の注意

受注者は、地方公共団体、地域住民等と工事の施工上必要な交渉を、自らの責任において行うものとする。受注者は、交渉に先立ち、監督員に事前報告のうえ、これらの交渉に当たっては誠意をもって対応しなければならない。

7 交渉内容の明確化

受注者は、前項までの交渉等の内容は、後日紛争とならないよう文書で確認する等明確にしておくとともに、状況を随時監督員に報告し、指示があればそれに従うものとする。

第18条 石綿等含有材の除去及び処理

1 一般事項

受注者は、第19条「アスベスト含有の調査等」の確認を行い、石綿等含有材の調査及び除去工事については、大気汚染防止法、廃棄物処理法、建設リサイクル法、労働安全衛生法、石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号）その他石綿に関する諸法令等に基づき、施工を行うものとする。また、石綿等含有材の調査及び除去工事に必要となる届出書類の作成については、関連法令等に基づき行うものとする。

2 石綿等含有材の調査

(1)受注者は、工事着手前に、工事対象となる全ての部材について、石綿等の使用の有無を調査する事前調査を行う。

(2)従前の石綿等含有材の調査結果等は、第19条「アスベスト含有の調査等」による。

(3) 事前調査や分析による石綿等含有の調査（以下、「分析調査」という。）は、資格要件を満たす者が実施する。

(4) 分析調査を行う場合は、第19条「アスベスト含有の調査等」による。なお、分析調査は、監督員と協議の上で実施する。

(5) 事前調査又は分析調査（以下、「事前調査等」という。）の結果、契約図書と異なる場合は、監督員と協議する。

(6) 事前調査等の結果の記録を作成し、事前調査等結果報告書として、工事着手前に監督員に提出する。なお、事前調査結果報告書には、関連法令に基づく保存期間を明示する。

(7) 事前調査等の結果の記録の写しを工事現場に備え付け、概要を見やすい箇所に掲示する。

(8) 事前調査等の結果は、「石綿事前調査結果報告システム」(<https://www.ishiwata-houkoku.mhlw.go.jp/shinsei/>) で、報告手続（申請）する。申請完了後すみやかに監督員へ「事前調査結果報告書」などの書類を提出する。

3 契約図書で指示する場合の石綿等含有材の除去工事

(1) 石綿等含有材の除去工事（以下、「除去工事」という。）は、工事着手前に、事前調査等結果報告書に応じた、作業計画書を作成し、監督員と協議の上、監督官庁に確認を行う。

なお、グローブバック工法を適用する場合には、関連法令等を十分に熟知の上で、協議、確認を行う。

(2) 除去工事は、関連法令に基づき、資格者等の選任、労働者への特別教育、作業場所の隔離、養生、表示、掲示、点検、測定、除去、清掃、処分等を行い、必要な措置を講じる。

(3) 労働者の作業の記録、写真等による作業の実施状況の記録、作業者に対する石綿健康診断の実施の記録等、各種記録を実施する。

第19条 アスベスト含有の調査等

1 一般事項

石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令21号 令和5年10月改正厚生労働省令第29号）に基づく解体等の作業を行うときは、事前調査を行い、公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）（以下、改修工事標準仕様書（建築工事編）という。）1.5.1

(イ) により調査結果を監督職員へ提出する。調査の結果、設計図書と異なる場合は、改修工事標準仕様書1.5.1(ウ) による。

2 建物の完成年度

□〔 機械室 〕棟 平成 2 年（西暦 1990 年）

同様とする。

(1) 調査票等に必要事項を正確に記入し、発注者に提出する等必要な協力をしなければならない。

(2) 調査票等を提出した事業所を発注者が、事後に訪問して行う調査・指導の対象になった場合には、その実施に協力しなければならない。

(3) 正確な調査票等の提出が行えるよう、労働基準法等に従い就業規則を作成すると共に賃金台帳を調製・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行なわなければならない。

(4) 対象工事の一部について下請負契約を締結する場合には、当該下請負工事の受注者（当該下請負工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。）が前号と同様の義務を負う旨を定めなければならない。

3 諸経費動向調査

受注者は、当該工事が発注者の実施する諸経費動向調査の対象工事となった場合には、調査等の必要な協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。

受注者は、当該工事が発注者の実施する諸経費動向調査の対象工事となった場合には、監督員が調査の方法等を指示するので、それに従い、調査票等を提出しなければならない。工期経過後でなければ資料がとりまとまらない場合は、速やかにとりまとめて提出すること。

対象工事の一部について下請契約を締結する場合には、当該下請負工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。）も同様の義務を負う旨を定めなければならない。

なお諸経費動向調査は、公共土木工事における諸経費の実態を把握し、現行土木工事標準積算基準の諸経費率が実態に合っているかどうかを検証し、乖離が見られれば率式等を改定することを目的に実施するものである。

4 施工合理化調査等

受注者は、当該工事が発注者の実施する施工合理化調査の対象工事となった場合には、調査等の必要な協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。

受注者は、当該工事が発注者の実施する施工合理化調査の対象工事となった場合には、監督員が調査の方法等を指示するので、それに従い、調査票等を提出しなければならない。工期経過後でなければ資料がとりまとまらない場合は、速やかにとりまとめて提出すること。

対象工事の一部について下請契約を締結する場合には、当該下請負工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。）も同様の義務を負う旨を

定めなければならない。

なお施工合理化調査とは、土木工事における労務、材料、機械の運転時間等の所要量等の施工の実態を把握し、土木工事標準歩掛に反映するための調査である。

5 低入札価格調査

受注者は当該工事が低入札価格調査の対象工事となった場合は、「岡山市建設工事低入札価格調査実施要綱」による調査に協力しなければならない。

6 NETIS

受注者は新技術情報提供システム（NETIS）等を活用することにより、有利と思われる新技術等が明らかになった場合は、監督員に報告するものとする。

7 独自の調査・試験を行う場合の処置

受注者は、工事現場において独自の調査・試験等を行う場合、具体的な内容を事前に監督員に説明し、承諾を得なければならない。

また、受注者は、調査・試験等の成果を発表する場合、事前に発注者に説明し、承諾を得なければならない。

受注者は、発注者が行う施工体制の確認に協力しなければならない。

第22条 環境条件等

当該施設の環境条件は、次に示すとおりである。

騒音規制区域について

指定あり 第2種区域（夜 45dB）

なお、その他環境条件等についても受注者の責において確認し対応すること。

別表 仕様書等（最新版を適用すること。）

- (1) 一般財団法人日本建築センター 建築設備耐震設計・施工指針
- (2) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）
同標準図 同監理指針
- (3) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）
同標準図 同監理指針
- (4) 岡山市土木工事共通仕様書（国土交通省 電気通信設備工事共通仕様書）
- (5) 日本産業規格（JIS）
- (6) 日本標準規格（JES）
- (7) 電気規格調査会標準規格（JEC）
- (8) 日本電気工業規格（JEM）
- (9) 電気設備技術基準
- (10) 電気内線規定（JEAC 8001）
- (11) 労働安全衛生規則
- (12) 消防法（危険物規定）
- (13) 岡山市消防法令関係規定集
- (14) 土木学会コンクリート標準仕様書
- (15) 日本下水道事業団 機械設備標準仕様書
- (16) 日本下水道事業団 電気設備標準仕様書
- (17) 日本下水道事業団 機械設備工事一般仕様書
- (18) 日本下水道事業団 電気設備工事一般仕様書・同標準図
- (19) 日本下水道事業団 機械設備特記仕様書
- (20) 日本下水道事業団 電気設備特記仕様書
- (21) 日本下水道事業団 機械設備工事必携
- (22) 日本下水道事業団 電気設備工事必携
- (23) 日本下水道事業団 機械設備標準図
- (24) 日本下水道事業団 下水道コンクリート構造物の腐食抑制技術及び防食技術マニュアル
- (25) 農業集落排水施設のコンクリート防食の手引き
- (26) その他関係法令・規格・規定等

第2章 機器仕様

第1節 汚水ポンプ設備

§1 No.6 汚水ポンプ

1. 使用目的

汚水ポンプは、中継ポンプ場に送水された汚水を浄化センターへ送水するためのものである。

2. 仕様

既存仕様と同等以上の性能を有するものを選定すること。

既存仕様は、以下の表のとおりとする。

項 目	仕 様	備 考
(1) 製造業者	株式会社日立製作所	
(2) 形式	UBH 200-615	
(3) 製造番号	H29969001	
(4) 電動機	乾式水中	
(5) 電動機仕様	15kW 3相 200V 4P	
(6) 吐出し口径	200 mm	
(7) 吐出し量	4.0 m ³ /min	
(8) 全揚程	14.0 m	
(9) 始動方式	スターデルタ	
(10) 数量	1 台	

新設品は、以下の能力を満たすこと。製造者は問わない。

項 目	仕 様	備 考
(1) 電動機仕様	15kW 3相 200V 4P	
(2) 吐出し口径	200 mm	
(3) 吐出し量	4.0 m ³ /min 以上	
(4) 全揚程	14.0 m 以上	
(5) 始動方式	スターデルタ	
(6) 付属品	キャブタイヤケーブル 10m (動力用 2 本、制御用 1 本) 吊り上げ用チェーン	
(7) 仕様	日本下水道事業団仕様 モータ冷却装置付 (浸水検知器 内蔵型)	

着脱装置及びガイドパイプは既設品を再使用のこと。

3. 構 造

- (1) 汚水ポンプ一式を更新する。

ただし、仕様及び能力は既存品と同等以上の性能を有するものを選定すること。

- (2) 汚水ポンプは、連続運転に耐え、点検・補修及び潤滑油交換の容易な構造とする。

4. 保護装置

装置条件として故障警報を出す電氣的保護装置を設けるものとする。

5. 試験、検査

機械設備工事一般仕様書による。

6. 据付

- (1) 据付にあたっては、機械設備工事一般仕様書による。

- (2) 地階での結線は、水没対策として防水処理を施すこと。

- (3) 電気盤の改造を要する場合は、この工事に含むものとする。

7. 特記事項

本工事の履行に際して、施設運用の支障にならないよう作業工程・手順の調整を行うこと。詳細については事前に本市監督員と協議しその指示に従うこと。

第3章 撤去工

第1節 撤去機器

1. 撤去機器名称及び仕様

番号	名 称	仕 様	機器出力 (kW)	数量
1	No. 6 汚水ポンプ	株式会社日立製作所 着脱式水中汚水ポンプ 吐出量 4.0m ³ /min 全揚程 14.0m	15	1